



1

2016
(平成 28 年)

新春号

INDEX

2016年の年頭あいさつ	2-3
確定申告・町県民税申告	4-5
マイナンバー個人番号カードの受け取り	6-7
生涯学習だより(文芸教室新春増刊号)	9
志賀町優良特産品一覧	24



SATOHAMA MADE

志賀町おすすめの絶品が勢揃い!

品質や市場性・独自性・郷土色などを基準に、志賀町が厳選した優良特産品 21 点が決定しました。12 月 1 日に開催した発表会では、小泉町長が「どれも全国に発信したいものばかり。商工観光業の振興につなげたい」と力を込めました。志賀町観光大使の演歌歌手・島津悦子さんも「どれも絶品で、大使としても PR に力が入ります」と笑顔をみせました。今後、町は県アンテナショップ（銀座）での販売を斡旋し、パンフレットを作成して売り出します。また、ふるさと納税の返礼品としても活用します。認定期間は 2 年間。毎年審査会を開き、隠れた名品の発掘にもつなげます。(決定した優良特産品は、24 ページで紹介しています。)



このシールが目印!

志賀町の 創生と飛躍 のために

謹んで新年のご祝詞を申し上げます
町民の皆さまには
輝かしい新春をお迎えのことと
心からお慶び申し上げます



志賀町長
小泉 勝
Masaru Koizumi

年頭にあたって

昨年の3月14日、私たちが待ち望んだ北陸新幹線が金沢まで開業しました。県、全市町挙げての観光PRや施設・受入体制の整備に加え、NHK連続テレビ小説『まれ』の放送効果などにより、金沢のみならず、能登への観光客も大幅に増加しました。

本町でも、昨年4月から9月までの半年間で、日帰り・宿泊客数は、前年より約3割増しの75万6千人となり、大きな経済効果がありました。

今後も、美しい里山里海の自然景観や本町ならではの食、日本遺産に認定されたキリコ祭りなど、町の魅力を発信し、誘客の促進と交流人口の拡大を図っていききたいと考えています。



日本遺産に認定されたキリコ祭り

今年、平成24年度から整備を進めてきた志賀小学校の開校をはじめ、若者の移住・定住を促進するための住宅地「みらいどうぶ」の分譲販売の推進など、主要プロジェクトの一つの区切りを迎える年となります。さらに、平成29年度から38年度までを計画期間とする、第2次志賀町総合計画を策定し、新しいまちづくりの将来ビジョンと町政のあり方を示す大切な年でもあります。

私の2期目の任期も、折り返しを過ぎました。これまで、健全財政の確立を目指し、行財政改革を推進しながら、企業誘致による雇用の場の確保、保健・医療・福祉・子育て・教育などにおける住民サービスの向上をはじめ、道路や上下水道などの社会基盤の整備、農林水産業や商工観光業の振興などに積極的に取り組んできました。

人口減少対策などの新たな行政課題が出てくる中、今後も、これらの取り組みを継続しながら、施策に磨きをかけ、町民の皆さまに「住んでよかった」と思っていただけけるまち

づくりを目指します。さらに、町外の方には、「住んでみたい」と思っていただけける、魅力ある志賀町の創生と飛躍に向け、全身全霊を尽くしていきます。

将来に向けた 町の創生のために

少子高齢化の進展に対応し、人口減少に歯止めをかけ、町の活性化を図るため、人口の将来展望と本町独自の施策を盛り込んだ、「志賀町人口ビジョン」・「志賀町創生総合戦略」を、昨年10月29日に策定しました。

人口ビジョンでは、2060年の目標人口を1万1千人と設定し、その達成に向け、2020年までの当面5年を計画期間とする総合戦略において、次の4つの基本目標を設定し、志賀町創生の取り組みを実践していきます。

- (1) 安定した雇用を創出する
- (2) 志賀町への新しい人の流れをつくる
- (3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- (4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る

若者の移住・定住を促進するために

高浜東部地区で整備を進めてきた住宅地「みらいとうぶ」32区画は、昨年12月から分譲を開始しました。分譲に際しては、町外から若い世代の移住・定住を促進するため、まず町外在住者を対象に2カ月募集し、3月から、町内在住者を対象に二次募集する予定です。昨年11月末には、奥能登、中能登全域にチラシの新聞折込みを行い、町ホームページにも掲載してPRしてきました。

子どもたちの未来のために

本年4月に開校する志賀小学校の校舎棟は、今月末の完成に向け、順調に工事が進められています。スクールバスについては、運行ルートが決定し、最終的なダイヤの調整などを行っています。3月には、バス通学をする児童を対象に、試乗と乗車指導を行い、開校後の安全運行に向けて準備を進めていきます。

また、中学3年生の学力向上と保護者の教育費の負担を軽減

今後、最大498万円の県内一充実した定住まいづくり奨励金制度に加え、本町の魅力ある教育や子育て環境を広く周知しながら、早期の完売を目指していきます。



分譲を開始した「みらいとうぶ」

するために、昨年、夏休み・冬休み期間を利用して、大学生による学習支援事業を実施しました。受験を控える生徒の皆さんには好評で、さらなる学力の向上につながったものと考えています。



4月に開校する志賀小学校



志賀町優良特産品発表会

優良特産品の販路拡大のために

昨年9月から2カ月間、本町の特産品にふさわしい地場産品を募集したところ、26点の応募がありました。昨年11月18日に審査委員会を開催し、厳正な審査の結果、1次産品では、甘エビや能登牛など6点、2次産品では、ころ柿や能登金時を使用した焼酎など12点、工芸品では、さくら貝のアクセサリなど3点の計21点が選定されました。12月1日に、観光大使の島津悦子さんをお招きして、優良特産品の発表会を行いました、広くPRしたところでありませう。

今後は、県のアンテナショップ、いしかわ百万石物語・江戸本店での販売さらには、ふるさと納税の返礼品としても活用しながら、本町の優良特産品の情報発信に努め、販路拡大につなげていきます。

発電所の安全性、信頼性の向上のために

昨年、11月20日、原子力規制委員会の志賀原子力発電所敷地内破砕帯に関する有識者によるピア・レビュー会合が開催されました。

会合では、評価会合で取りまとめられた評価書案に対し、担当した有識者とは別の専門家から、さまざまな意見が示されました。今後、評価書として取りまとめ、規制委員会に報告された後、新規基準への適合性審査の場で審議し、総合的な判断がなされる予定です。

町としては、引き続きその動向を注視し、規制委員会には、公平・公正な議論を尽くし、科学的根拠に基づいた厳格な審査と、その結果を住民の皆さまに分かりやすく説明することを求めています。

結びにあたり、今年一年が皆さまにとりましても、志賀町にとりましても、良い年でありませう、心からご祈念申し上げます。新年のご挨拶とします。

平成28年 元旦



平成
27年分

確定申告・町県民税申告

税務課 ☎ 32-9142

町県民税申告書は 1月下旬に送付します



町県民税の申告書については、前年に町県民税を申告した人を対象に1月下旬に直接郵送します。

公的年金所得のある人へ

公的年金などの収入金額の合計額が**400万円以下**で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が**20万円以下**である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

- 【注意】※所得税および復興特別所得税の確定申告の必要がない場合でも、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
- ※所得税および復興特別所得税の確定申告の必要がない場合でも、町県民税の申告が必要な場合があります。

七尾税務署の確定申告開始は 2月8日(日)から

七尾税務署における確定申告会場の開設日は、2月8日(日)です。開設日以降、3月15日(火)までの期間(土日祝日は除く)にお越しください。なお、受付時間は午前9時から午後4時までです。混雑状況により、午後4時前であっても受け付けを終了させていただく場合があります。

- ※会場の開設日前は、限られた職員で対応するので、お待ちいただく場合があります。
- ※町の税務課職員による申告相談の日程については、次号の広報しかに掲載予定です。

青色申告決算説明会のお知らせ (七尾税務署)

税務署では、正しい決算・申告をしていただくため、決算の仕方・決算書(収支内訳書)の作成などに関する説明会を開催します。

☎ 七尾税務署 個人課税第1部門
☎ 0767-52-9336

日時	1月18日(日) 10:00～12:00
場所	志賀町文化ホール3階 32研修室
対象	青色申告者(事業所得のある人)
講師	北陸税理士会七尾支部 松田久丸 税理士

障害者控除を受けるための「認定書」を発行

障害者手帳がなくても、障がい者に準ずる対象者には「障害者控除対象者認定書」を発行します。この認定書は、確定申告などで障害者控除を受けることができます。また、前年以前に受けた認定書は、今回の確定申告でも使用することができます。

※手数料無料、認定書は後日郵送

対象者 (H27.12.31現在)	65歳以上で、要介護認定などを受け、寝たきり状態や認知症など、精神上または身体上の障がいの程度が一定の要件に該当する人
申請期限	2月1日(日)
申請場所	健康福祉課介護支援係 ☎ 32-9132 富来支所総合窓口 ☎ 42-1111
必要なもの	印鑑

個人番号の記載に注意してください

今回提出する平成 27 年分の確定申告書には、個人番号の記載は不要です。

平成 28 年分以降の確定申告書を提出する時は、個人番号の記載と本人確認書類（例 1：個人番号カード、例 2：通知カードと運転免許証など）の提示または写しの添付が必要です。

また、平成 28 年 1 月 1 日以降、申請書や届出書の提出の際には、個人番号の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。



【事業主の皆さんへ】給与支払報告書の提出はお早めに

平成 27 年中に従業員に給料などを支払った事業主は、給与支払報告書（1 人につき 2 部）に総括表を添えて、税務課に提出してください。

【特別徴収のお願い】

所得税の源泉徴収義務のある事業者は原則、町県民税の特別徴収が必要です。特別徴収がまだの事業者は、特別徴収を行ってください。

提出期限

2月1日

平成
28 年度

償却資産（固定資産税）の申告は 2月1日 まで

償却資産の申告義務者は、平成 28 年 1 月 1 日現在、志賀町内に償却資産を所有している人です。

※前年度申告した人には、既に申告書を送付しています。

※今年度初めて申告する人は、申告記載用紙を送付するので、税務課まで連絡してください。

■課税対象となる償却資産とは・・・

土地や家屋以外の有形の固定資産で、現に事業用に供しているものや事業の用に供することができる資産です。

※電話加入権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産は除く

■自宅で太陽光発電する人も対象になる場合あり！

個人で住宅の屋根・土地などに発電量が **10 キロワット**

以上の太陽光パネルを設置して全量売電をしている場合、設置した太陽光パネルなどの設備は償却資産の対象です。

償却資産の申告をお願いします。

※法人、個人で事業として売電している人は、発電量の多少にかかわらず申告をお願いします。

■個人番号（マイナンバー）・法人番号について

平成 28 年度の償却資産の申告から個人番号（マイナンバー）・法人番号の記載が必要になります。申告の際は必ず申告書に記載をお願いします。

■「適正かつ公平な課税」に向けた実地調査

事業所を訪問して帳簿・現物照合調査や実地調査で質問することがありますので、協力をお願いします。

実地調査に伴って修正申告をする場合、資産の取得時期に応じて遡及することがあります。

【償却資産の種類と具体例】

種類	主な償却資産の具体例
構築物	受変電設備、駐車場のフェンス、舗装路面、庭園、緑化施設、広告塔など
機械・装置	工作・木工・印刷・土木建設機械（ブルドーザー、パワーショベルなど）各種産業用機械および装置、太陽光発電設備（太陽光パネル、架台など）
船舶	モーターボート、漁船、貨物船など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船など
車両・運搬具	構内運搬車、運搬台車など（※自動車税・軽自動車税の課税対象とならないもの）
工具器具備	パソコンなど OA 機器、事務机、応接セット、各種自動販売機、医療機器、理美容機器、エアコン、陳列ケース、厨房機器、その他業務用の備品など

■注意してください

申告すべき事項について虚偽・過少の申告をした場合や正当な理由がなく申告をしない場合、罰金または過料を科せられることがあります。

税務課資産税担当 ☎ 32-9141